

1 本町と関係機関との連携

(1) 国や愛知県との連携について

現在、国では、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上、農業の多面的機能を維持するため、平成25年度から経営所得安定対策事業を推進しています。

平成24年度の農業者戸別所得補償制度補助金では、本町と国・愛知県・あいち尾東農業協同組合が連携し多くの農業者に補助金を交付しました。

また、平成24年度からの国的新規事業として新規就農者支援策の1つである青年就農給付金をスタートしました。これにより、新規就農者の経営の安定化及び規模の拡大、耕作放棄地の解消と農業の活性化を図ります。

(参考)平成24年度 農業者戸別所得補償制度補助金交付実績

項目	交付対象者(名)	交付金額(円)	交付率(%) (交付対象者/全農業者数472名)	備考
米の所得補償交付金	277	20,776,500	58.7	1.5万円/10a (水稻作付)
水田活用の所得交付金	80	3,103,100	16.9	産直野菜・ソルガム・景観形成・加工用米等

(参考)平成24年度 新規就農総合支援事業交付実績

項目	交付対象者(名)	交付金額(円)	備考
青年就農給付金 (経営開始型)	1	750,000	諸輪地区

(2) あいち尾東農業協同組合との連携について

現在のあいち尾東農業協同組合は、平成24年度から東郷支店営農課から南部営農センターとして組織改革が行われました。これは、豊明市との広域化、業務の集約化及び効率化を図ったことによるものです。

また、あいち尾東農業協同組合は農地利用集積円滑化事業の団体に指定されているため、引き続き農地の借受け、貸付け等を積極的に行い、(有)東郷農産への農地集積を進めるよう協力を依頼していきます。



(3) 東郷町地域農業再生協議会及びJAあいち尾東 　　担い手育成総合支援協議会との連携について

現在、これらの協議会(事務局:あいち尾東農業協同組合)では、

- ① 地域水田農業改革の基本的方向
- ② 作物振興や販売、担い手の育成確保、土地利用集積等
- ③ 米の需給調整
- ④ 耕作放棄地の解消及び農地の有効利用

等を内容とした活動をしています。

今後とも、需要に応じた米の生産、園芸作物の産地づくり、水田農業の構造改革等を本町と協議会が連携して推進していきます。

(4) 東郷町の農業委員会との連携について

農業委員会は、かけがえのない農地と担い手を守り、力強い21世紀のあるべき農業を築くための架け橋となるよう「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に置かれる行政委員会であり、農地法等の法令に定められた事務を行うほか、農家の代表としての役割も位置付けられています。

地域農業者の代表機関として本町と行政や関係団体との連携を強化しつつ、農業の経営と生活の安定向上を目指し、農地行政に関する多種多様な業務や農業経営の合理化に資する業務等の地域農業振興を図るため農業委員一人ひとりが、担当地区内において相談・情報収集活動等を行っています。

また、農地パトロールや農地の利用状況調査を実施して、地域の農地利用の総点検や遊休農地の発生防止・解消指導及び違反転用防止対策等について取組んでいます。

新規就農者及び認定農業者等の担い手を育成・確保し、遊休農地対策と担い手への農地の利用集積に繋げるという観点から、農業者それぞれの集落における、5年後、10年後の地域農業の展望を描く「人・農地プラン」の一層の普及・啓発を推進していきます。

農業委員会の役割

①農地対策

- ・農地法の適正な運用による円滑な農地相談の実施を行います。
- ・農地パトロールや農地の利用状況調査を実施し遊休農地、耕作放棄地等の実態把握を行い農地の有効利用の推進に努めます。
- ・農地転用許可農地の調査・無断転用監視パトロールの実施を行います。

②担い手対策

- ・農業の活性化と農業の効率的利用を推進するため地域農業の担い手となり得る農家の相談・育成に向け積極的支援を行います。

③地域対策

- ・農業者の代表として、農業委員会の役割・機能の発揮に配慮して地域農業の実態把握と農地有効利用対策等の農業改革の推進を図ります。

(5) 東郷町商工会との連携について

商工会は、主として町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会福祉の増進を目的として、法律に基づき設立された「特別認可法人」であり、経営改善普及事業と地域総合振興事業等、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るために様々な活動を行っています。

農業については、農業生産者からの相談を基に、販売事業計画の立案、販売者間のマッチング等を行っています。

地域の「総合経済団体」また中小企業の「指導団体」として、豊かな地域づくりと農商工業の振興のために、本町と東郷町商工会が連携して地域振興事業を推進していきます。

(6) 町民との連携について

本町の農業は、食料の供給や美しい景観形成等多面的な機能を有しています。こうした機能を将来にわたって十分に発揮していくため、生産者と消費者及び農業関係機関等が「食」と「農」について相互に信頼関係を築き、同じ町に暮らす生活者として農業を理解し合うよう本町と町民との連携を推進します。

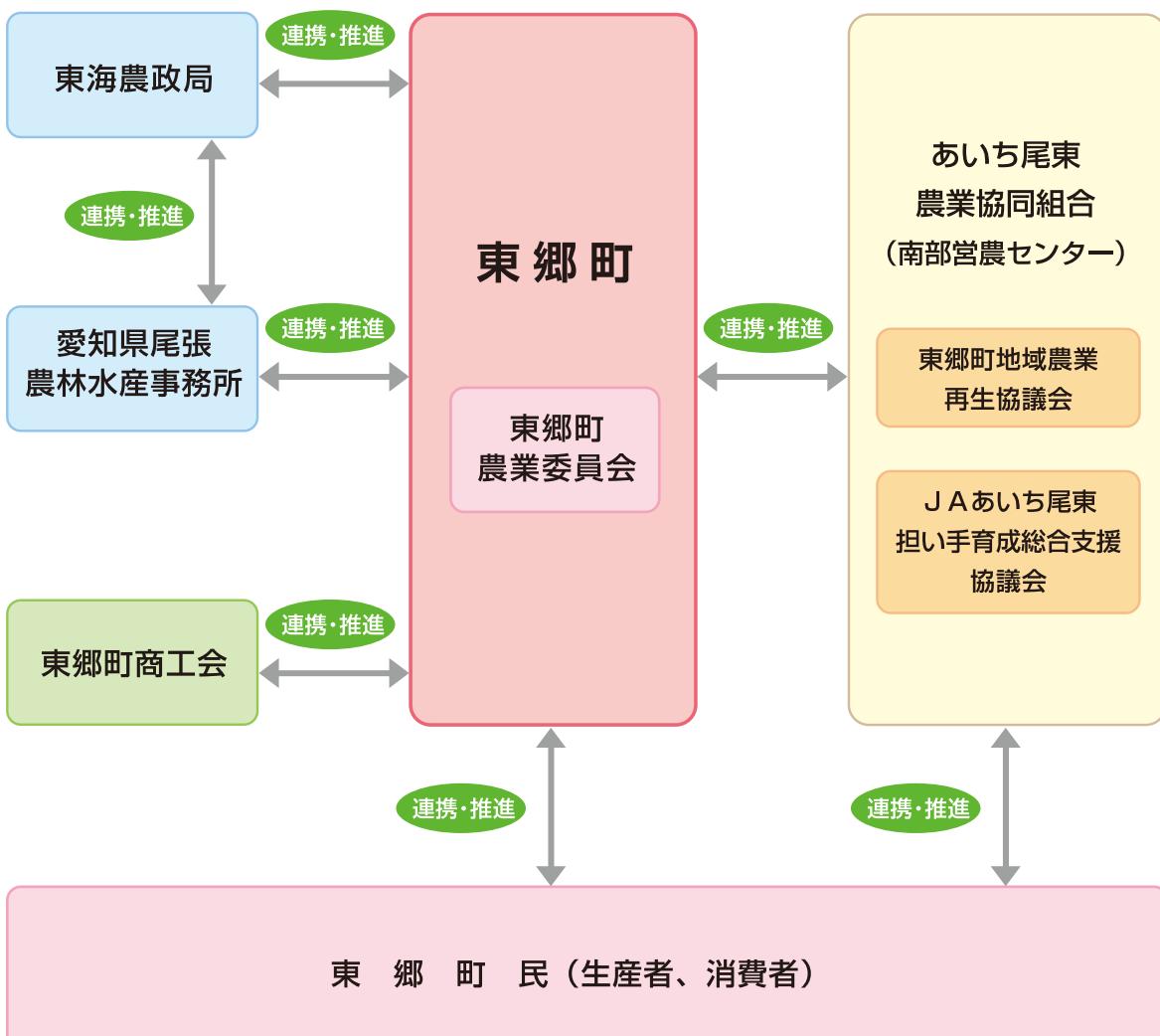


2 計画の推進体制

本町を始め、国、愛知県の行政とあいち尾東農業協同組合、農業関係団体が計画の内容を理解し連携して推進していくため、次の推進体制を整備します。

特色ある農業を持続的に発展させていくためには、社会経済情勢の変化に対応した農業政策を明らかにし、各種施策を推進していきます。

【推進体制図】



(1) 行政の役割

- ①農業基本計画に基づく施策や支援制度の推進
- ②農業基本計画に関する情報提供
- ③農業基本計画の進行管理
- ④各団体や個人の活動支援

(2) 基本計画の着実な推進に必要な事項

① 農業関係機関等との連携

本町が基本計画を着実に実施するためには、町民の理解と協力のもと、農業者はもとより、愛知県やあいち尾東農業協同組合を始めとする農業関係機関等との十分な連携を図りながら、地域農業の発展に向けた取組を進めます。

② 計画の実現に向けて

この計画を実現していくためには、以下に示すそれぞれの役割に沿って主体的に行行動することが重要です。

農業者は、安全・安心な農産物を生産し町民に供給するとともに、農地を持続的に保全していく役割を担います。さらに、これらの活動を通じて、集落の活性化や良好な農業環境の形成等に寄与します。

消費者は、農業の持つ役割や価値に対する理解を深めるとともに、本町で農業が営まれていることの大切さを認識し、町内産農産物を積極的に消費することに努めます。

さらに、環境を保全するための活動や農業生産活動への参画等、様々な角度から農業を支える役割を担います。

あいち尾東農業協同組合は、組合員、農業者、行政等の関係機関のみならず、広く消費者とも連携し、農業者の営農面を支援するとともに消費者と農業者相互の信頼関係の構築に向けた橋渡しを行う等、計画の実現に主体的に取組む役割を担います。

本町は、国や愛知県、農業者、消費者、農業団体、事業者等と連携し、施策や事業の推進に必要な組織体制や支援制度等を整備するとともに施策・事業を着実に推進し、農業の振興に寄与する役割を担います。



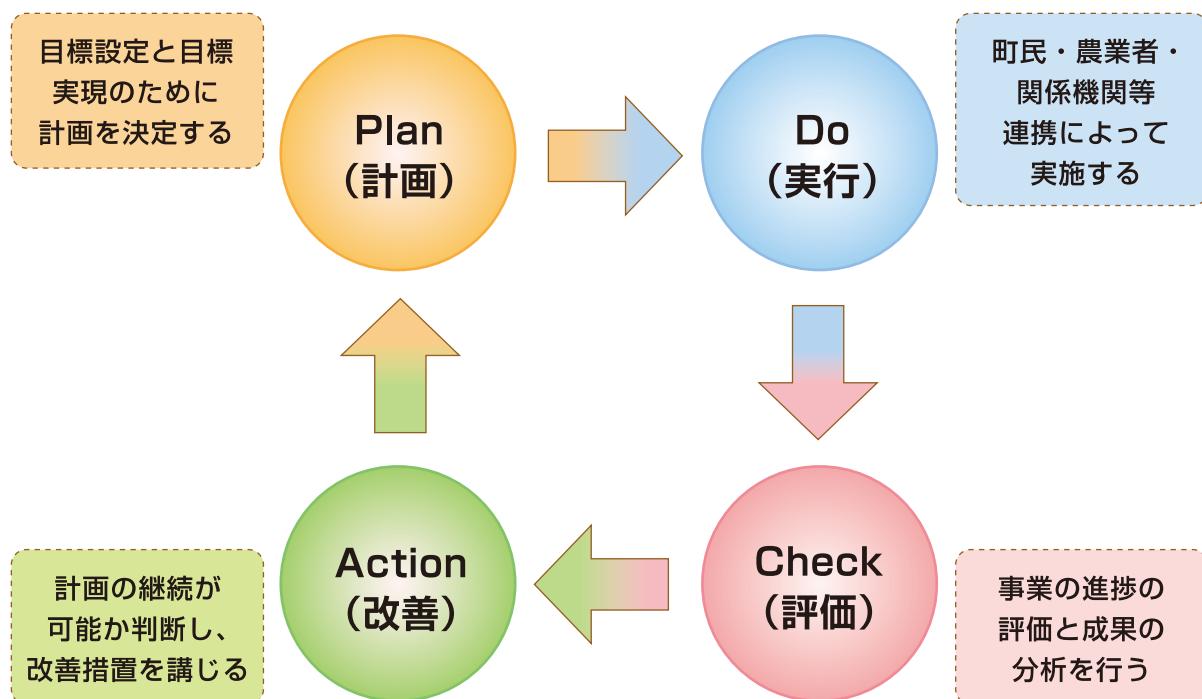
3 計画の進行管理

本計画で示した施策は、施策の進捗状況の点検と実施後の成果を評価し、次の事業への展開方策を検討します。

そのため、5年毎に基本目標の設定、達成状況、成果の評価を行うとともに、以降の施策に反映します。

進行管理の手段として行政評価システムを活用し、計画、実行、点検、見直しを繰り返すPDCAサイクルによる進行管理を行います。そして、事務事業の進行管理や有効性を検証します。

【計画の進行管理の進め方の概念図】(PDCAサイクル)



人・農地プラン(中心となる経営体)候補者名簿

(平成26年1月現在)

地区名	経営体氏名	主な経営内容
諸 輪	田 内 文 浩	露地野菜(なす・ブロッコリー等)
	(有) 東郷農産	水稻
	近 藤 泰	いちご
	村 上 畜 産	畜産(鶏)
	真 野 祥 仁	露地野菜(白菜・トマト等)
和 合	(有) 東郷農産	水稻
	磯 村 奉 司	露地野菜(いちじく等)
傍 示 本	(有) 東郷農産	水稻
	山 本 あ ゆ み	いちじく・柿
	和 田 公 路	露地野菜(かぼちゃ・にんじん等)
	石 川 悟	いちじく
祐 福 寺	(有) 東郷農産	水稻
	浅 井 守 道	畜産(牛)
部 田	(有) 東郷農産	水稻
	近 藤 一 也	トマト

* 平成24年度から、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体を定め、そこへの農地集積を進めるため、「人・農地プラン」を作成する取組が始まりました。

この一覧表は、地区での話し合いによって、今後の地域を支えていく農業者と認められた者です。



東郷町認定農業者名簿

(平成26年1月現在)

氏名	性別	認定日	終了日	営農類型
石川光利	男	平成23年4月1日	平成28年3月31日	施設野菜
(有)東郷農産	-	平成23年3月1日	平成28年2月28日	稻作
農事組合法人 村上畜産	-	平成23年7月1日	平成28年6月30日	採卵鶏
浅井守道	男	平成23年7月1日	平成28年6月30日	酪農
石川剛弘	男	平成25年5月1日	平成30年4月30日	稻作
近藤 泰	男	平成25年8月1日	平成30年7月31日	施設野菜

* 認定農業者制度とは、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じるものです。

これは、深刻化する農業の担い手不足に対処するため、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲と能力のある農業者を重点的に支援することにより、担い手を育成・確保するものです。

(用語解説)

- (1) W T O (世界貿易機関: World Trade Organization)とは、自由貿易促進を主たる目的として創設された国際機関である。
- (2) F T A (自由貿易協定:Free Trade Agreement)とは、物品の関税、その他の制限的な通商規則、サービス貿易等の障壁等、通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、2国間以上の国際協定である。
- (3) E P A (経済連携協定:Economic Partnership Agreement)とは、自由貿易協定(FTA)を柱として、関税撤廃等の通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和、サービス・投資・電子商取引等のさまざまな経済領域での連携強化・協力の促進等をも含めた条約である。
- (4) T P P (環太平洋戦略的経済連携協定:Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)とは、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定 (EPA) である。
- (5) トレーサビリティ・システムとは、物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階までの情報の特定化をすることである。
- (6) 地域水田農業ビジョンとは、平成14年12月に国が制定した米政策改革大綱に位置付けられた、水田農業全体の在り方を示すものである。
- (7) 人・農地プランとは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等の「人と農地の問題」を地域で話し合って5年後、10年後の在り方を示すものである。
- (8) スーパー L 資金とは、「人・農地プラン」に基づき、競争力・体质強化に向けて意欲的に生産拡大等に取組む農業者等を支援するため、(公財)農林水産長期金融協会が利子助成することで、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子となる制度のことである。

- (参考資料)
- ・農林水産省「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日)
 - ・第59次東海農林水産統計年報(平成25年6月)
 - ・愛知県「食と緑の基本計画2015」(平成23年5月24日)
 - ・東郷町「第5次東郷町総合計画」(平成23年3月)
 - ・東郷町農業振興地域整備計画書(平成22年5月24日)
 - ・東郷町健康づくり・食育推進計画(平成25年3月)
 - ・東郷の統計(平成25年版)(平成25年8月)
 - ・東郷町地域水田農業ビジョン(平成25年7月22日)



東郷町農業基本計画

平成 26 年 3 月

東郷町役場 経済建設部 産業振興課

〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
TEL 0561-38-3111 FAX0561-38-0066